

第370回矢板市議会定例会

議 案 書

令和3年12月

矢 板 市

第 370 回矢板市議会定例会提出議案

- 議案第 1 号 市長の専決処分事項承認について P 1
専決第 10 号 令和 3 年度矢板市一般会計補正予算
(第 6 号)
- 議案第 2 号 令和 3 年度矢板市一般会計補正予算 (第 7 号) P 3
- 議案第 3 号 令和 3 年度矢板市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) . . . P 3
- 議案第 4 号 令和 3 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算 P 3
(第 2 号)
- 議案第 5 号 令和 3 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算 P 3
(第 2 号)
- 議案第 6 号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 . . . P 4
営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 7 号 矢板市国民健康保険条例の一部改正について P32
- 議案第 8 号 市町の境界変更について P35
- 議案第 9 号 市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議について . . . P36

議案第1号

市長の専決処分事項承認について

緊急執行を要した下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年11月26日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

専決第10号 令和3年度矢板市一般会計補正予算（第6号）

専決第10号

専 決 処 分 書

緊急執行を要した下記事項については、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年10月25日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

令和3年度矢板市一般会計補正予算（第6号）

議案第 2 号 令和 3 年度矢板市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 3 号 令和 3 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 号 令和 3 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 号 令和 3 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

（以上別冊）

議案第6号

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和3年11月26日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢板市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 雑則（第53条・<u>第54条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 雑則（第53条_____）</p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用</u></p>

する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの
(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法

のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受

けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用い

る次に掲げる電磁的方法の種類及び内
容を示し、文書又は電磁的方法による
承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち
特定教育・保育施設が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教
育・保育施設は、当該利用申込者から
文書又は電磁的方法により電磁的方法
による提供を受けない旨の申出があっ
たときは、当該利用申込者に対し、第
1項に規定する重要事項の提供を電磁
的方法によってしてはならない。ただ
し、当該利用申込者が再び前項の規定
による承諾をした場合は、この限りで
ない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止
等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園
又は幼稚園に限る。以下この項におい
て同じ。）は、利用の申込みに係る法
第19条第1項第1号に掲げる小学校

(正当な理由のない提供拒否の禁止
等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園
又は幼稚園に限る。以下この項におい
て同じ。）は、利用の申込みに係る法
第19条第1項第1号に掲げる小学校

就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数

就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数

が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜

が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(4) 略

(5) 前4号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜

に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 略

(特別利用保育の基準)

第35条 略

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定

に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者 _____ に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 略

(特別利用保育の基準)

第35条 略

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定

により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号
 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号
 に掲げる小学校就学前子どもに

により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「法第19条第1項第1号
 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに

該当する教育・保育給付認定子ども」と

__、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 略

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19

該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」

と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 略

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19

条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号

_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号

条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1

項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項

_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 略

第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と_____

_____、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

2 第5条第2項から第6項までの規定

は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 略

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 略

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により

特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2・3 略

4 市長は、次のいずれかに該当するとき

_____は、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者によ

特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号_____において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2・3 略

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認

めるときは、同号_____の規定を適用しないこととすることができる。

る特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

5 前項_____の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

6～9 略

(利用者負担額等の受領)

第43条 略

2～4 略

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特別利用地域型保育の基準)

(1)・(2) 略

6～9 略

(利用者負担額等の受領)

第43条 略

2～4 略

5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の_____金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 略

2 略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この

第51条 略

2 略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この

章において同じ。) 」とあるのは「同号又は同項第3号」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。) 」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1

章において同じ。) 」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。) 」と_____、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1

項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 略

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定

項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 略

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定

地域型保育事業所を現に利用している
同項第3号に掲げる小学校
就学前子どもに該当する教育・保育
給付認定子ども（前条第1項の規定に
より特別利用地域型保育を提供する場
合にあっては、当該特別利用地域型保
育の対象となる法第19条第1項第1
号に掲げる小学校就学前子どもに該当
する教育・保育給付認定子どもを含
む。）の総数が、第37条第2項の規
定により定められた利用定員の数を超
えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の
規定により特定利用地域型保育を提供
する場合には、特定地域型保育には特
定利用地域型保育を、地域型保育給付
費には特例地域型保育給付費を、それ
ぞれ含むものとして、この章の規定を
適用する。この場合において、第43
条第1項中「教育・保育給付認定保護
者」とあるのは「教育・保育給付認定
保護者（特定利用地域型保育の対象と
なる法第19条第1項第2号に掲げる
小学校就学前子どもに該当する教育・

地域型保育事業所を現に利用している
法第19条第1項第3号に掲げる小学
校就学前子どもに該当する教育・保育
給付認定子ども（前条第1項の規定に
より特別利用地域型保育を提供する場
合にあっては、当該特別利用地域型保
育の対象となる法第19条第1項第1
号に掲げる小学校就学前子どもに該当
する教育・保育給付認定子どもを含
む。）の総数が、第37条第2項の規
定により定められた利用定員の数を超
えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の
規定により特定利用地域型保育を提供
する場合には、特定地域型保育には特
定利用地域型保育を、地域型保育給付
費には特例地域型保育給付費を、それ
ぞれ含むものとして、この節の規定を
適用する。この場合において、第43
条第1項中「教育・保育給付認定保護
者」とあるのは「教育・保育給付認定
保護者（特定利用地域型保育の対象と
なる法第19条第1項第2号に掲げる
小学校就学前子どもに該当する教育・

保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」
と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」
と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第4章 略

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において

保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」
と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」
と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第4章 略

書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の

使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法

のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気

通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法
(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3. 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

4. 特定教育・保育施設等は、第2項の

規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するものの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の

取得について準用する。この場合にお
いて、第2項中「書面等の交付又は提
出」とあり、及び「書面等に記載すべ
き事項（以下この条において「記載事
項」という。）」とあるのは「書面等
による同意」と、「第4項」とあるの
は「第6項において準用する第4項」
と、「提供する」とあるのは「得る」
と、「書面等を交付し、又は提出し
た」とあるのは「書面等による同意を
得た」と、同項第1号イ及び第2号中
「記載事項」とあるのは「同意に関す
る事項」と、同項第1号イ中「提供を
受ける」とあるのは「同意を行う」
と、「受けない」とあるのは「行わな
い」と、同項第2号中「交付する」と
あるのは「得る」と、第3項中「前項
各号」とあるのは「第6項において準
用する前項各号」と、第4項中「第2
項の」とあるのは「第6項において準
用する第2項の」と、「記載事項を提
供しよう」とあるのは「同意を得よ
う」と、「記載事項を提供する」とあ
るのは「同意を得ようとする」と、同

項第1号中「第2項各号」とあるのは
「第6項において準用する第2項各
号」と、前項中「前項」とあるのは
「次項において準用する前項」と、
「提供を受けない」とあるのは「同意
を行わない」と、「第2項に規定する
記載事項の提供」とあるのは「この条
例の規定による書面等による同意の取
得」と読み替えるものとする。

第54条 略

第53条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

矢板市国民健康保険条例の一部改正について

矢板市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和3年11月26日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市国民健康保険条例の一部を改正する条例

矢板市国民健康保険条例（昭和34年矢板市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000</u>円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000</u>円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る矢板市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 8 号

市町の境界変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、矢板市及び塩谷郡塩谷町の境界を次のとおり変更することを栃木県知事に申請するものとする。

令和 3 年 11 月 26 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市に編入する区域

塩谷郡塩谷町大字田所字高塩境 2257 の 2、2258 の 2、2259、2260 の 3、2260 の 4 及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地、公有地の一部並びに字中山 1465、字小山帰境 2256 に隣接する道路である公有地の全部

塩谷郡塩谷町に編入する区域

矢板市高塩字宇田川 664 の 1、665、668 の 1、668 の 2、669 の 4、669 の 6 及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地、公有地の一部並びに字宇田川 990 に隣接する水路である公有地の全部

議案第9号

市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第5項の規定により、矢板市及び塩谷郡塩谷町の境界変更に伴う財産処分については、別紙のとおり協議するものとする。

令和3年11月26日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

別紙

市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第5項の規定により、矢板市及び塩谷郡塩谷町の境界変更に伴う財産処分は、次のとおりとする。

なお、この効力は、令和4年7月1日から生じるものとする。

令和 年 月 日

矢板市長 齋藤 淳一郎

塩谷町長 見形 和久

- 1 塩谷郡塩谷町が所有する次の土地は、矢板市の所有とする。

塩谷郡塩谷町大字田所字高塩境2257の2、2258の2、2259、2260の4に隣接する水路である公有地の一部及び字中山1465、字小山帰境2256に隣接する道路である公有地の全部

- 2 矢板市が所有する次の土地は、塩谷郡塩谷町の所有とする。

矢板市高塩字宇田川668の2及び字宇田川664の1、665、668の1、669の4、669の6に隣接する水路である公有地の一部並びに字宇田川990に隣接する水路である公有地の全部

財 産 処 分 調 書

- 1 塩谷郡塩谷町が所有する次の土地は、矢板市の所有とする。

塩谷郡塩谷町大字田所字高塩境 2257 の 2、2258 の 2、2259、2260 の 4 に隣接する水路である公有地の一部及び字中山 1465、字小山帰境 2256 に隣接する道路である公有地の全部

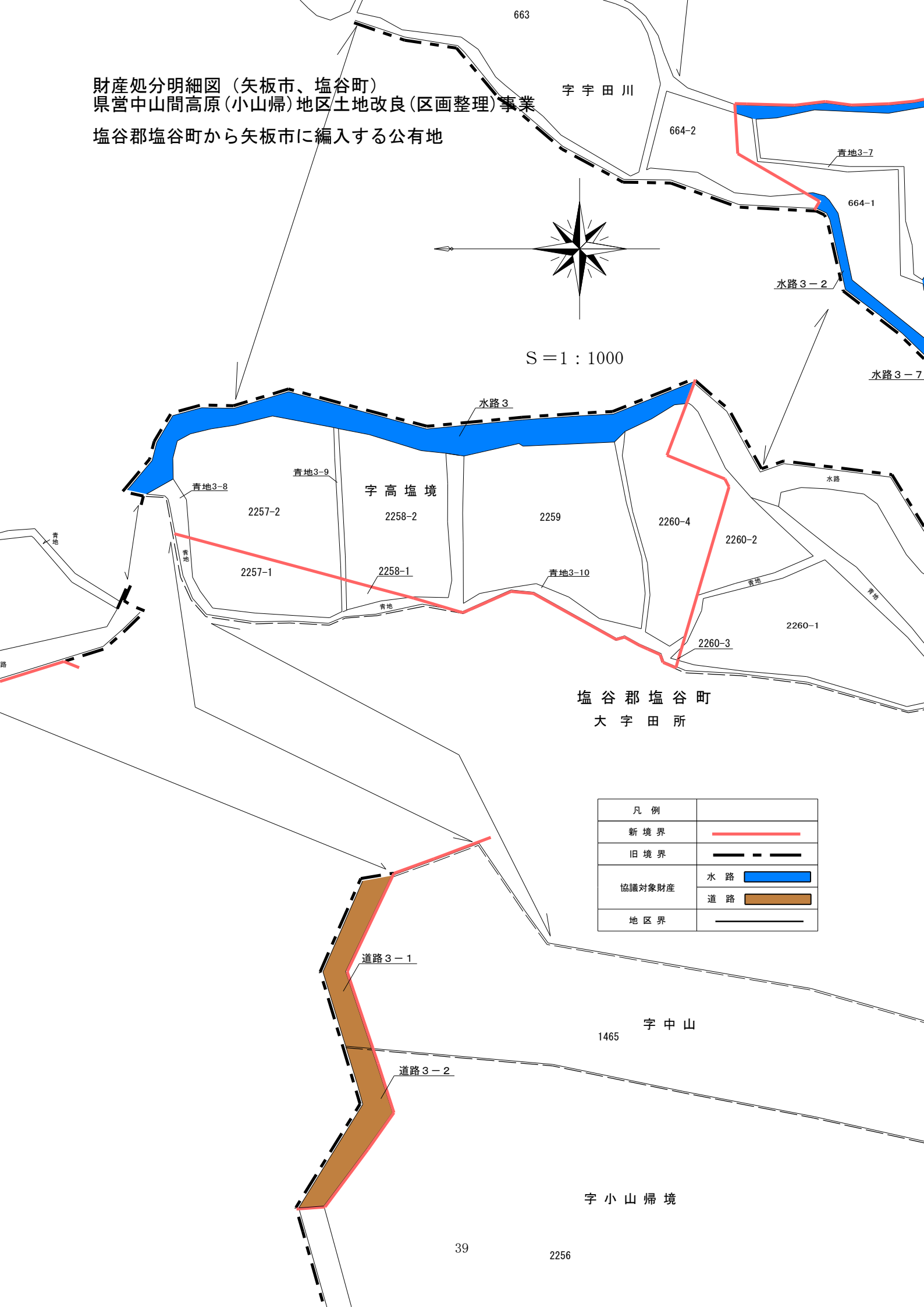
市町村	大 字	字	地 番	地 目	地積㎡	備 考
塩谷郡塩谷町	田所	中山	道路 3-1	道路	212	
塩谷郡塩谷町	田所	小山帰境	道路 3-2	道路	248	
塩谷郡塩谷町	田所	高塩境	水路 3	水路	580	

- 2 矢板市が所有する次の土地は、塩谷郡塩谷町の所有とする。

矢板市高塩字宇田川 668 の 2 及び字宇田川 664 の 1、665、668 の 1、669 の 4、669 の 6 に隣接する水路である公有地の一部並びに字宇田川 990 に隣接する水路である公有地の全部

市町村	大 字	字	地 番	地 目	地積㎡	備 考
矢板市	高塩	宇田川	668-2	井溝	66	
矢板市	高塩	宇田川	水路 3-2	水路	148	
矢板市	高塩	宇田川	水路 3-3	水路	264	
矢板市	高塩	宇田川	水路 3-6	水路	21	
矢板市	高塩	宇田川	水路 3-7	水路	31	
矢板市	高塩	宇田川	水路 3-8	水路	972	

財産処分明細図（矢板市、塩谷町）
 県営中山間高原（小山帰）地区土地改良（区画整理）事業
 塩谷郡塩谷町から矢板市に編入する公有地



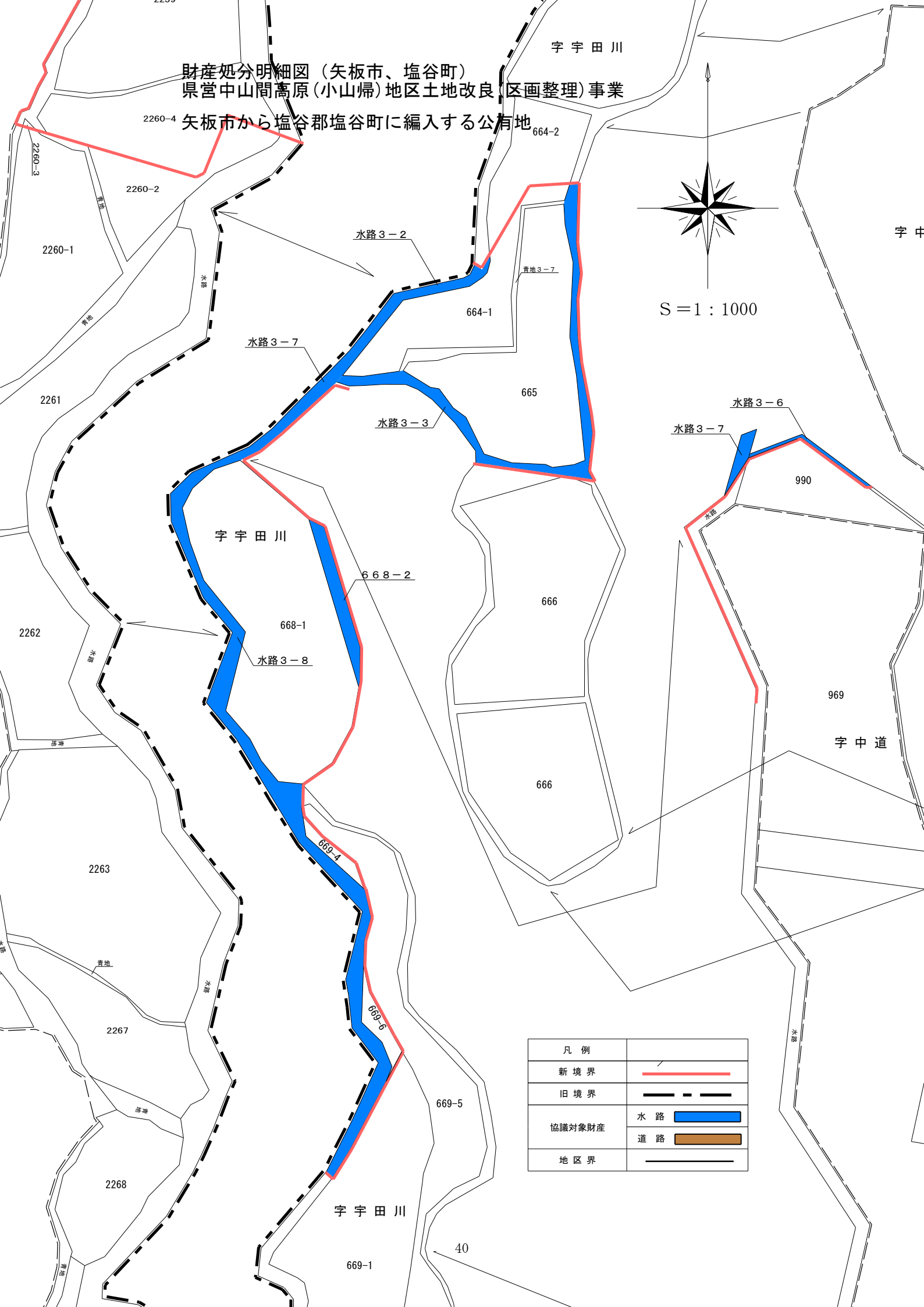
S = 1 : 1000

塩谷郡塩谷町
大字田所

凡例		
新境界	———	
旧境界	- - - - -	
協議対象財産	水路	■
	道路	■
地区界	———	

財産処分明細図 (矢板市、塩谷町)
 県営中山間高原(小山帰)地区土地改良(区画整理)事業

2260-4 矢板市から塩谷郡塩谷町に編入する公有地



S = 1 : 1000

凡 例	
新境界	
旧境界	
協議対象財産	水路
	道路
地区界	